

食品衛生法に基づく製造所固有記号の届出について（記入要領）

1 製造所固有記号届について

食品衛生法においては、次に示す食品又は添加物であって販売の用に供するものの表示のうち、製造所の所在地及び製造者の氏名の表示については、あらかじめ消費者庁長官に届け出た製造所固有記号の記載による例外的な表示方法が認められています。

製造所固有記号は、1工場に1記号を原則とし、販売者が異なる場合に限り1販売者1製造者ごとに1つの記号が認められています。したがって、食品ごとに記号を変えることはできません。（食品の分類は参考にお伺いしているものですので、違う分類の食品であっても既に届け出ている記号を使用することができます。）

また、1販売者で同じ記号は一つしか認められません。そのため、他の製造者が届け出ている記号と重複していないかどうかを販売者に確認の上、届出を行うようにしてください。

【対象となる食品等】

- 一 マーガリン
- 二 酒精飲料（酒精分1容量パーセント以上を含有する飲料（溶解して酒精分1容量パーセント以上を含有する飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。）
- 三 清涼飲料水
- 四 食肉製品
- 五 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び鯨肉ベーコンの類
- 六 シアン化合物を含有する豆類
- 七 冷凍食品（製造し、又は加工した食品（清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品、魚肉練り製品、ゆでだこ及びゆでがにを除く。）を凍結させたものであって、容器包装に入れられたものに限る。）
- 八 放射線照射食品
- 九 容器包装詰加圧加熱殺菌食品
- 十 鶏の卵（加工したものに限る。）
- 十一 容器包装に入れられた食品（前各号に掲げるものを除く。）であって、次に掲げるもの
 - イ 生めん類（ゆでめん類を含む。）、即席めん類、弁当、調理パン、そうざい、魚肉練り製品、生菓子類、及びゆでがに
 - ロ 加工食品であって、イに掲げるもの以外のもの
- 十二 大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜を原材料とする加工食品（当該加工食品を原材料とするものを含む。）
- 十三 保健機能食品
- 十四 添加物

（※鮮魚介類、生鮮野菜などは、製造所固有記号を利用することはできません。）

2 届出方法について

これまで、製造者（又は製造者と販売者が連名）が厚生労働省へ届け出ることとされてきましたが、平成 21 年 9 月 1 日からは消費者庁へ届け出ることとなりました。

届出にあたっては、原則として郵送により行っていただくことをお願いしております。

なお、食品への表示方法によって、届出様式及び提出部数が異なりますので、ご注意ください。

【使用する様式と届出部数】

- ・ 製造所所在地の代わりに製造者の住所（法人の場合は原則として本社所在地）をもって記載する場合（様式第 1 号を 2 部（コピー可））
- ・ 製造所所在地及び製造者氏名の代わりに販売者の住所及び氏名をもって記載する場合（様式第 2 号を 3 部（コピー可））
- ・ 乳製品の製造所所在地の代わりに製造者の住所（法人の場合は原則として本社所在地）をもって記載する場合（乳等に係る様式を 2 部（コピー可））

【記入要領】

- ・ 「申請者」欄には、個人の場合には個人名と住所を、法人の場合には法人名と本社所在地を記載してください。なお、法人の場合には、法人名支社、支店、営業所等を届出者とすることはできません。（届出ができるのは、個人又は法人に限られます。）
- ・ 「固有の記号」欄には、アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組み合わせによるものを記載してください。「一」、「・」、「」などの記号等は使用することはできません。また、文字数の制限はありません。
- ・ 「製造所の所在地及び名称」欄には、実際に加工食品を製造している場所とその名称（工場名など）を記入してください。
- ・ 「食品の分類名」欄には、上記の【対象となる食品等】のうち、該当する番号を記入してください。（例：シュークリームであれば「十一イ」、せんべいであれば「十一 ロ」と記入する。）

【届出先】

〒100-6178 東京都千代田区永田町 2-11-1 消費者庁 食品表示課

あてに提出してください。

【注意事項】

- ・ あて名の次に朱字にて「固有記号届出書在中」と明記してください。
- ・ 消費者庁で受付印を押印した控えをお送りいたしますので、製造者の住所及び氏名が記載された返信用封筒に切手を貼り、必ず同封してください。なお、同封していただけなかった場合には、控えは廃棄いたしますのでご了承ください。
- ・ 届出に押印する必要はありません。

- ・ 届出には廃止や変更手続きがありませんので、既に届け出ている内容を変更する場合には、新たに届出を行ってください。なお、販売者に変更が無く、製造所の場所だけが変更する場合などは、既に届け出ている記号を使用することはできません。
- ・ 消費者からの製造所所在地に関する問い合わせがあった場合には、適切に情報提供するよう努めてください。（製造所固有記号に関する手引き(Q&A) 問 2-2 参照）

3 その他

ご不明な点がございましたら、消費者庁又は最寄りの保健所までお問い合わせください。消費者庁の問い合わせ先は、**消費者庁食品表示課（TEL：03-3507-8800（内 2317, 2318）**）です。